

みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を地域活性化や将来の地域づくりに寄与する自主的な取組を支援することにより、空き家等増加の抑制を図ることを目的として、予算の範囲内においてみやき町空き家利活用事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において空き家住宅とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家であつて、この事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みがないと認められる空き家等をいう。

(補助の対象となる空き家住宅)

第3条 補助の対象となる空き家住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) みやき町の区域内に存すること
- (2) 建築基準法その他法令に違反していないこと
- (3) 一戸建て住宅であること
- (4) この要綱に基づく補助のほかに国や地方公共団体等の補助を受けていない住宅であること

2 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工された建物
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、耐震改修工事を行った建物
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、本事業により耐震改修工事を行う建物

(補助の対象となる活用用途)

第4条 補助の対象となる活用用途は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化利用施設
- (6) 前項に掲げるものの他、まちづくり活動拠点及び地域コミュニティの活性化等に資すると町長が認めるもの

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号に適合する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有、又は購入し、当該住宅を活用しようとする者

(2) 補助対象住宅を賃貸する場合においては、補助対象住宅の所有者の同意を得ている者

(3) 工事完了後速やかに改修目的の用途として活用を行う者

(4) 補助事業完了後 10 年以上、目的の用途として活用する者

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 台所、洗面所又は便所の改修

(2) 給排水、電気又はガス設備の改修

(3) 壁紙又は床の仕上げ等、内装の改修

(4) 屋根又は外壁等、外装の塗装

(5) 段差解消、手すりの設置又は開口幅確保等、バリアフリー化の改修

(6) 躯体構造補強のための改修

(7) 家屋内整理等作業（家具等の運搬、一般廃棄物処理業者等による不要物の廃棄手数料、ハウスクリーニング除草等）

(8) 前各号に定めるものの他、町長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 3 分の 2 以内とし、8,000,000 円を上限とし、補助金の総額は予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付要件等）

第 8 条 補助金の交付要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人又は法人が所有する空き家等であること。

(2) 改修及び増築を行う空き家等は、耐震構造にすること。

(3) 当該事業により改修等を行う空き家等については、補助事業完了後 10 年以上、目的の用途に供さなければならない。事業終了後、目的の用途に供しない場合は、直ちに空き家バンクに登録しなければならない。

(4) 三親等以内の者に空き家等を賃貸又は譲渡してはならない。

(5) 対象となる空き家等に明らかな法令違反がないこと。

(6) 補助対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。

（交付申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、みやき町空き家利活用事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 10 条 町長は、前条に規定する申請書を受領し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者（以下「補助事業者」という。）にみやき町空き家利活用事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第 11 条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業内容を変更しようとするときは、みやき町空き家利活用事業費補助金変更交付申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の変更決定)

第 12 条 町長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し申請者にみやき町空き家利活用事業費補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(事業の着手)

第 13 条 補助対象の事業は、補助金交付決定後に着手しなければならない。

(事業の中止または廃止)

第 14 条 補助事業者が、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにみやき町空き家利活用事業中止(廃止)申請書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容を承認した場合は、みやき町空き家利活用事業中止(廃止)承認通知書(様式第 6 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第 15 条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、みやき町空き家利活用事業完了報告書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 16 条 町長は、前条に規定する事業完了報告書を受理したときは、その内容の審査を行い、承認した場合は、みやき町空き家利活用事業費補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金が確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、みやき町空き家利活用事業費補助金交付請求書(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 町長は補助金の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、又は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書その他の提出書類に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管)

第 19 条 この事業に関する書類は、事業完了後 10 年間保存するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 18 条の規定についてはこの限りでない。

年 月 日

みやき町長 様

住 所
氏 名
連絡先

⑩

みやき町空き家利活用事業費補助金交付申請書

みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

申請者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	〒 - TEL ()
空き家の概要	所在地	みやき町
	構造・階数	造 階建
	延床面積	m ²
	空き家の権利	① 申請者本人 ② その他 ()
	用途	
事業費 (見積金額)		円
事業施工期間	(着手)	年 月 日
	(完了)	年 月 日
添付書類	(1) 建物の登記事項証明書 (2) 位置図及び外観写真 (3) 納税証明書 (4) 法人の場合定款・規約・会則等のいずれかの写し及び構成員名簿 (5) 事業実施計画書(別添1) (6) 工事見積書(用途別に内容明細の付いたもの)及び平面図等 (7) 契約書 (8) 空き家を借用する場合、10年以上の賃貸契約書(写) (9) 暴力団排除に係る誓約書(別添2)	

(別添1)

事業実施計画書

1 補助金の交付を必要とする理由

2 事業の目的

3 事業の内容(規模及び数量等)

(別添2)

誓 約 書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- ア 周辺地域との調和に留意した活用を行います。
- イ 事業完了後、10年以上、目的の用途として活用します。

私は、次の各号のいずれかにも該当する者ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

申請者

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊞

生年月日 _____ 年 月 日 _____

第 年 月 日 号

様

みやき町長

印

みやき町空き家利活用事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定（却下）したので、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

なお、事業が完了したときは、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第15条に基づく事業報告を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付決定額	円
3 空き家の所在地	みやき町大字
4 交付の条件及び指示	<p>(1) この補助金は本事業の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(2) この事業については、町長は必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。</p> <p>(3) みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第18条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取り消すことができる。</p> <p>(4) (3)により取消しを行ったときは、当該取消しに関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて補助金の返還をさせるものとする。</p>
5 却下の理由	

年 月 日

みやき町長 様

住 所
氏 名
連絡先

印

みやき町空き家利活用事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があったみやき町空き家利活用事業費補助金交付事業について、下記のとおり事業の変更を受けたいので、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家の所在地	みやき町大字
2 変更理由	
3 事業の変更内容	
4 経費の変更	
5 関係書類	

第 号
年 月 日

様

みやき町長

印

みやき町空き家利活用事業費補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付について次のとおり決定（却下）したので、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき通知します。

なお、事業が完了したときは、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第 15 条に基づく事業報告を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 変更交付決定額	円
3 空き家の所在地	みやき町大字
4 交付の条件及び指示	<p>(1) この補助金は本事業の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(2) この事業については、町長は必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。</p> <p>(3) みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第 18 条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取り消すことができる。</p> <p>(4) (3)により取消しを行ったときは、当該取消しに関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて補助金の返還をさせるものとする。</p>
5 却下の理由	

年 月 日

みやき町長 様

住 所
氏 名
連絡先

印

みやき町空き家利活用事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があったみやき町空き家利活用事業費補助金交付事業について、下記のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家の所在地	みやき町大字
2 中止（廃止）理由	
3 関係書類	

第 号
年 月 日

様

みやき町長

印

みやき町空き家利活用事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け申請があったみやき町空き家利活用事業中止（廃止）について、みやき町
空き家利活用事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 空き家の所在地	みやき町大字
2 事業の中止（廃止）内容	

年 月 日

みやき町長 様

住 所
氏 名
連絡先 ㊟

みやき町空き家利活用事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1 空き家の所在地	みやき町大字
2 補助金交付決定額	円
3 事業施工期間	(着手) 年 月 日
	(完了) 年 月 日
4 添付書類	(1) 請負契約書の写し (2) 請求書又は領収書の写し（解体工事を行った業者が発行したもの） (3) 事業施工前、施工中、施工後の写真 (4) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

みやき町長

印

みやき町空き家利活用事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けの完了報告書に基づき、みやき町空き家利活用事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、みやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第 16 条の規定より通知します。

なお、同要綱第 17 条第 2 項の規定により請求書を提出してください。

記

補助金の交付確定額 円

年 月 日

みやき町長 様

住 所
氏 名 ⑩

みやき町空き家利活用事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があったみやき町空き家利活用事業費補助金として、下記金額を交付されるようみやき町空き家利活用事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定より請求します。

記

請 求 金 額		円
振 込 先	金融機関名	
		本店・本所・支店・支所・出張所
	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
	口座番号	
	口座名義人	(ふりがな) 氏 名

※ 口座名義人は、申請者と同一人としてください。